

適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項

(下線の部分は改正の部分)

| 改 正 (平成 27 年 8 月 25 日通知) | 現 行 (平成 26 年 7 月 17 日通知) |
|---|---|
| <p data-bbox="168 480 613 507">2. 品質及び施工管理に関する事項</p> <p data-bbox="181 557 786 584">(2) 生コンクリート運搬に関することについて</p> <ol data-bbox="248 633 1155 1158" style="list-style-type: none">1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。3) <u>生コンクリートの運搬にあたって、トラックアジテータ(大型)からトラックアジテータ(小型)に積み替える行為については、コンクリートの品質を損なうおそれがあるので禁止する。</u>4) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。5) 現場で使用されず不要となり運搬車ドラム内に残った生コン(以下、「残コン」と略称)で商品として不要になったものは、産業廃棄物の「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。 | <p data-bbox="1180 480 1626 507">2. 品質及び施工管理に関する事項</p> <p data-bbox="1193 557 1798 584">(2) 生コンクリート運搬に関することについて</p> <ol data-bbox="1261 633 2190 1023" style="list-style-type: none">1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。4) 建設現場で使用されず不要となり運搬車ドラム内に残った生コン(以下、「残コン」と略称)で商品として不要になったものは、産業廃棄物の「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。 |